

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病4月号

(通巻第120号)

関西労働者安全センター 1984.4.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- | | |
|-----------------|----|
| ○健保改悪反対闘争の前進を | 1 |
| ○職場健診を考える | 3 |
| ☆摂津市職 | |
| ○全港湾労働安全衛生予防協定 | 6 |
| ○前線から (ニュース) | 12 |
| ○列島縦断 | 17 |
| ☆大分県労働者安全衛生センター | |
| ●有明鉱大災害の三池を訪ねて | 19 |

北摂地区評労災職業病対策会議 豊田正義

- | | |
|--------|----|
| ●うちの組合 | 21 |
|--------|----|

☆全金矢賀製作所支部

生命と健康を守るために全力で反対闘争の前進を!

決戦は五月連休明けへ

三月の予算国会では、健保法案の実質的な審議はたな上げにされ、健保改悪を盛りこんだ形のまま暫定予算が通過、野党は「四月からの社会労働委員会での結論を尊重する」という、あとから修正することも可能という確約をとつて、実質審議は四月にすれこむ形となつた。

三月二三日には、国会周辺でのデモ・抗議行動のため、全国から多数の労働者が東京に集まつた。大阪からは「健保・年金大改悪に反対する大阪実行委」として約三〇〇名が参加した。官庁街デモと同時に、大阪代表団二〇名は独自に厚生省交渉の場をもつたのち、大阪出身国會議員

への陳情、集めた反対署名の提出等を行い、最後の日比谷の野外音楽堂を埋めつくした集会で、今後更に闘いを継続することを確認した。

四月一日には、新しい医師会長が

羽田氏に決まり、三日からの法案国会では、改悪案が衆議院本会議で趣旨説明、賛否が行なわれ、社会労働委員会に付託された。これで土俵に

乗つたことになる法案は、委員会で審議され、与野党のかけひき、綱引きが始まつたわけである。見通としては、これだけの大改悪であるから、野党はニュアンスの違いはあれ、反対の立場をとるものと考えられ、国会終幕まで紛糾しつづけるであ

うし、山場は五月の連休明けになると考えられる。我々としては、あと一ヶ月の間に、反対行動をあらゆる場所で行なつていくしか手はないのである。断固闘つていこう。

労住医連が

社会党と

反対闘争について協議

労住医連代表の天明佳明氏（議長）と松浦良和氏（事務局長）は三月二八日、衆議院社会労働委員会の委員である森井忠良氏（社会党）と面談し、意見の交換を行なつた。また、

労住医連メンバーは、医療社会化推進会議の松尾均氏とも活発な論議をとりかわしており、労住医連の新たな動きは注目に値する。

労住医連は、労働者・住民が主体性をもつて医療をとりあげ、とり組むところから始めようとする原則を掲げている。健保改悪問題に対してもパンフレット「明日の医療を私達の手に」を発行し、全国に配布・教宣を始めており、各地の労働組合の学習会に利用されている。

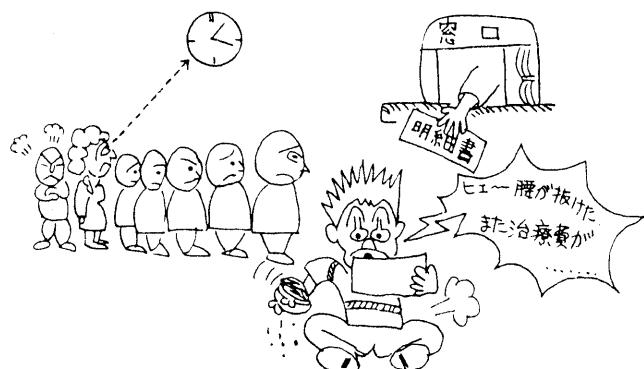
3/23 南大阪集会など 「大阪でも大衆闘争盛り上がる」

健保改悪阻止に向け、大阪でも様々な集会や学習会が行なわれている。東京への全国行動が行なわれた三月二三日夜、南大阪地区評主催・関西労働者安全センター後援による健保改悪反対集会が浪速区の部落解放センターにて行なわれ約五百名が結集、全港湾米運分会、西成分会より各々

針きゅう治療闘争、日雇健保廃止反対についてのアピールと松浦医師の講演が行なわれ、反対運動強化を確認した。また、三月二十一、二十二日の両日には、総評東地協が健保行動を組織、安全センター、松浦診療

所より夜に行なわれた学習会に講師派遣を行なった。一方、松浦診療所でも若手職員を中心に弁天町周辺地域へのオルグをすすめ、二十一日には地域学習会を開催するなか、大いに意氣が上がっている。

明日の医療を私達の手に — 健康保険法大改悪反対 —



労働者住民医療機関連絡会議

B6版 32ページ 領価100円 送料(1冊70円 2~10冊100円)
(10冊以上無料)

安全センターでとりあつかっています。

職場健診を導く

(3)

摂津市職

※摂津市職において保母の職業病が問題になり始めたのはいつ頃ですか。

津市職の頸肩腕・腰痛症の健康診断を毎年行っているが、我々も同市職におけるとりくみを、自治体における保母の職業病運動のモデルとして位置付け、昨年の大阪市職の自主健診運動の中でも大いに参考にしてきた。今回は同市職保育部会を中心メンバーであるお二人より、健診を中心としたところの経過と課題について話を聞きました。

健診を含む対策を求める運動が盛り

疲れやすいとか腰が痛いというような話は相当以前よりあつたそうですが、運動としてとりくまれ始めたのは七二年頃と聞いています。当時は保育所保母の一人が腰痛で長期欠勤を余儀なくされ、それを何とかしないといけないということで急速に運動が始まつたようです。七三年七月には保育部会で腰痛アンケートにとりくみ、二分の一以上が症状を訴えたということで、当局に対する特殊

上り、部会に職業病対策委員会を設置、十月にはちょうどちんデモなどをやつて、健診も認めさせたようです。健診は細川先生を中心とした関西医大で、結果としてはC(要治療)二名で大半がB(要注意・要観察)でした。組合としてはCの人の権利確保のため、通院日の半日勤務、医師選択の自由、通院交通費、保険外治療費の支払を要求し、半日勤務と医師問題は獲得しましたが、金銭補償は拒否され、これは現在もそのままです。

半 健診機関はその後どう変化し、運動のとりくみに影響しましたか。

当時は通院についての医師選択の自由という問題は意識していましたが、どの機関がよいとか悪いとかということは余り問題になつていなかつたようです。関西医大で三年ほど健診を続けましたが、医大の方の都合が悪くなり、代りを考えているときに、市当局が大阪市長居にある関西労働医学研究所と契約して、七年の健診よりここ（関労）でやることになりました。この場合は当局が健診・予防・治療とセットで契約したために、治療については費用はいらなくなりました。しかし、問題もいっぱいあります。関労は職業病の原因を全部本人の体力不足ということにして、治療も、体操や筋力トレーニングばかりで、それも、長居競技場を走らせるというようなハードなものもあって、被災者の実情に沿うものとはとてもいえないもので

した。それでも四～五人が通院していましたが、関労の健診はまずアンケートで振い落とし、残った人のみが診察を受け、その結果治療に通う人が指示されるというしくみでしたから、健診も二年目、三年目になると、皆、トレーニングがいやでアンケートをいいかげんに、というより「何ともない」と書く人が増えたようです。それに、通院している人も少しもよくならず、かえって悪化してきて、医療機関の見直しを始めました。

※八一年二月より松浦診療所での健診が始まりますが、とりくみとして以前より権利補償はないままに松浦へ通院していた保母がいて、割合評判がよく、関労に通院していました。保母が松浦に転医する際、これを労の場合と同様の扱い（通院日を特別有休とする）とさせることを七九年八月に認めさせることができました。この問題を全体要休化し、八〇

年十月に協定をかちとります。通院日を特別休暇とする点は従来と変わりませんが、初めて指定医療機関と

いう形が導入されました。この協定以降、関労に行く人はなくなり、事実上松浦が指定医のようになつたわけです。

※八一年二月より松浦診療所での健診が始まりますが、とりくみとして従来と異なった点はありましたか。

以前より権利補償はないままに松浦へ通院していた保母がいて、割合評判がよく、関労に通院していました。保母が松浦に転医する際、これを労の場合と同様の扱い（通院日を特別有休とする）とさせることを七九年八月に認めさせることができました。この問題を全体要休化し、八〇

論できる体制ができたように思っています。それから、摂津から松浦まではかなり遠いので、これまで半日のみ通院日を特休としていたのを全日にしました。とにかく、もう何年も行っていた健診ですが、最初からやり直すという感じさえありました。

※健診後の成果と問題点、これから
の課題についてはどうですか。

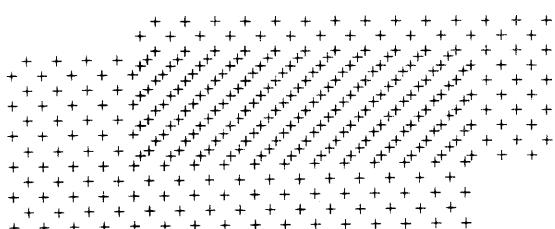
上っていることもあります。早期発見化してきたことが何よりいい点です。その中で職業病についての認識が徐々に深まり、通院者の職場での地位が向上してきたように思います。

※これから課題といふことはどうですか。

第一回目の健診の結果、数名の判定（要治療）が出たが、一つの保育所に集中したような形になつて、代替の臨職ばかりが増えて職場がまわりにくくなつたり、また通院者は保母として半人前といった雰囲気があつたりして、通院しづらい感じがかなりあつたと思う。また、主任クラスで症状の重い人があるにもかかわらず、特休の行使をしない問題などいろいろむずかしい点は出てきました。が、学習会を続け、説得を続ける中で、一年くらいの間にはだいたい解決してきたと思います。全体

一般的にいえることは、所長制とか時差出勤闘争とかの場合にはすぐ闘いが全体化するが、職業病の場合にはどうしても個人的問題という感じが残り、全体化しやすい課題のスケジュールにふりまわされる傾向があり、改善の必要を感じています。また具体的なことで最も急を要するのは、特別休暇三年切れの問題で、昨年十一月より当局にその延期を要求して交渉中ですがまだ解決せず、止むを得ず有休使用で通院している人もいます。これは現在準備している公務災害の申請のとりくみと併せ

て精力的にやっていく決意です。その他にも、学校調理員の問題、保母の人事異動に職業病問題を考慮させることなどいくつも課題はあります。が、がんばりたいと思います。



港湾病闘争からじん肺闘争へ！そして――

災害防止の要として安全衛生と防協約の闘いへ

全港湾大阪支部 書記長 華川 万吉

港湾労働における安全衛生は、一九六六年七月の港湾労働法施行により港湾労働者の登録が行われ、登録労働者以外は港湾荷役に従事できなくなつた時点を境目として、港湾労働者を人間扱いするようになり労働災害も徐々に減少してきたのである。

だが、それ以前の港湾は、施設にしても馬の水飲み場はあるが人間の水を飲む所はおろか、足を洗う場所も皆無の状況であつたのであり、労働衛生の話などしようものなれば翌日より就労できなくなり、また、沖に停泊している本船荷役に朝通船に乗る時は二〇名であった労働者が、晩に帰つてくる時は一八名に減つており、何処の誰が減つたのか不明で、どうなつたのかも不明の状況が続い

ていたのであり、宿舎に帰つても掘立小屋の中で、食事も就寝も同じ場所、出稼ぎ労働者が大半であつたために、そのさびしさをいやすためと称して酒は飲み放題、バクチもし放題、女も別の家に置いて遊んだ金は月末払い、従つて月末の賃金表は大赤字で故郷に帰るにも借金払いをしなければ帰れないとの有様、これくなわちタコ部屋と称していたのである。

このような環境の中での生活と労働に、更に重筋労働が続き、貨物の落下、横倒れなどの事故、心身の疲れによる足元のすべりや転倒、粉じん、化学物質、ガン原物質など、陸上における労働災害、職業病の全てと労働者の健康調査を実施させることに成功し、結果は、港湾にじん肺審議会をして全国六港で環境調査法を適用せざるを得ない状況である。

一九七四年の上組分会におけるじん肺闘争は一昨年労働省、中央じん肺審議会をして全国六港で環境調査と労働者の健康調査を実施させることに成功し、結果は、港湾にじん肺病闘争や各種法改悪反対の闘いと百貨店の様相を呈していたのであり、

現在も減少はしているが本質的には変わらないものである。

このような事態の中から、港湾病闘いわれる全身的疾病の労働者が現出していることから、全港湾関西地区は全国に先がけて一九七〇年頃より労働災害職業病闘争を労働組合の主要な闘いと位置付け、組織の強化、拡大の武器として取り組んでいるところである。

ともに被災者の救済、補償拡大の闘いも取り組んでいるが、労働者が、生きて、健常で、働き続ける権利の闘いとして別添、労働安全衛生に関する予防協約書の闘いを労働災害、職業病を根絶する闘いの一歩として全国的に取り組むことを決定し、関西地方がその先陣を切って一九八四年春闘の柱として闘っているところである。

労働安全衛生に関する予防協約書（組合案）

（全日本港湾労働組合関西地方本部）

第一章 総 則

第 1 条（目的）

この協約は労働安全衛生に関する最低基準としての労働基準法、労働安全衛生法及び、それに基づく法規を守るだけではなく、労働災害、職業病の発生、労働者寿命の短縮と老化の促進、活動能力の低下、健康状態の悪化などが全く見られない快適な作業環境の形成、及び労働条件の改善を通じての安全と健康を確保することを目的とする。

第 2 条（労働組合の権限）

労働者と労働組合は、前条の目的を達成するため、後記のとおり、本協約で定められた各種の権利、権限、並びに本協約を誠実に遵守する責務を有している。

第 3 条（会社の義務）

会社は、第一条の目的を達成するため、本協約を完全に遵守し、労使間の協力の下に最大限の努力を払う義務を負う。

第二章 安全衛生組織

第 4 条（総括安全衛生管理者等の選任）

会社は、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、作業主任者、総括安全衛生責任者、安全委員会委員、衛生委員会委員、安全衛生委員会委員を選任する場合、その選任にあたっては、労使協議し組合（地方本部及び支部）の同意を得なければならない。

第 5 条 (安全委員会等の開催時期)

- ① 安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会は、毎月1回以上定期的に開催する。
- ② 委員長は、労働災害発生等緊急を要する時、あるいは、労働組合が要求した時には、臨時に招集しなければならない。

第 6 条 (賃金保障)

会社は、安全、衛生ないし安全衛生委員会に出席した組合の委員（組合の専従委員を除く）が就業時間中に費やした時間については、賃金を支払う。

第 7 条 (委員会決定の拘束力)

- ① 会社は、安全、衛生ないし安全衛生委員会の指示又は処置に従わなければならない。
- ② 安全、衛生ないし安全衛生委員会が必要と決定した措置を故なく怠った場合、組合員は、その措置を必要とする職場において従事又は機械器具の使用を拒否することができる。
- ③ 会社は、前項の就業拒否に対し、賃金支払を拒んではならない。

第三章 支部安全衛生委員会

第 8 条 (組合安全衛生委員会)

組合（地方本部）は、支部単位に安全衛生委員会を設置する。

安全衛生委員会の組織構成、活動対象事項、開催時期等は、別途細則をもって定める。

第 9 条 (開催)

支部安全衛生委員会は、原則として、就業時間内に開催する。

第 10 条 (権限)

- ① 支部安全衛生委員会は、安全衛生点検及び災害の原因究明のために、職場に立入る権限を有する。
- ② 支部安全衛生委員会は、会社に対し労働者の安全と健康を確保し、快適な作業環境を形成するために、必要と認めた改善を申し入れることができる。
- ③ 支部安全衛生委員会は、会社に対しその活動に必要な情報・資料の提出を求めることができる。

第 11 条 (会社の協力義務)

- ① 会社は、組合員の支部安全衛生委員会への出席を保障し、それに費やした時間に対し賃金を支払う。
- ② 会社は、支部安全衛生委員会に対し、職場立入り、情報・資料提供の義務を負う。
- ③ 会社は、支部安全衛生委員会の改善申入を誠実に処理する。
- ④ 会社において前項の改善申入を受諾できない場合、団体交渉を尽くさなければならない。
団体交渉を尽くすまでは、会社は、支部安全衛生委員会と協議のうえ、作業を中止し他の作業に切り替える。
- ⑤ 支部安全衛生委員会の活動に必要な費用については、会社が負担する。

第四章 安全衛生計画

第12条 (安全衛生計画の策定)

- ① 会社は、作業場、設備、機械、作業工程、取扱貨物などについて、新設又は変更する場合、安全性について充分事前点検し、環境アセスメントを実施したうえ、安全衛生計画を策定しなければならない。
- ② 会社は、組合（地方本部、支部、分会）と協議のうえ細目を定め、作業環境測定を実施し、必要に応じて安全衛生計画を策定しなければならない。

第13条 (組合への提示・報告)

- ① 会社は、予め安全衛生計画案を組合及び支部安全衛生委員会に提示し、同意を得なければならぬ。
- ② 会社は、1項の計画案を提示する際、安全点検及び環境アセスメントの結果報告書を組合及び支部安全衛生委員会に提出しなければならない。
- ③ 会社は、安全衛生計画の実施状況について、支部安全衛生委員会に報告しなければならない。

第14条 (労基署の命令等の提示)

会社は、労基署の指導勧告、命令など、一切の内容を組合に知らせるとともに、労基署への提出する安全衛生計画書や労災報告書などについて、事前に組合に示さなければならない。

第五章 職場点検

第15条 (組合の権限)

組合は、就業時間中の安全・衛生職場点検の権限を有し、会社はこれを保障する。

第16条 (時期・方法)

原則として毎月1回以上の点検日を設定することとし、具体的実施方法については別途協議する。

第17条 (賃金保障)

作業開始前と後との保安点検は、就業時間とみなす。

第18条 (立会権)

労働基準監督官又はその代行機関の臨検に際して、組合の立会を保障しなければならない。

第19条 (上部団体)

職場点検及び前項の立会については、上部団体及び上部団体の推薦する専門家も、その権限を有し、会社はこれを拒んではならない。

第六章 団体交渉

第20条 (労働条件)

会社と労働組合（地方本部、支部、分会）は、労働者の健康と安全を守り、快適な職場環境を形成するために、以下の労働条件について協議決定し、文書による協約を締結しなければならない。

(イ)労働時間 (ロ)交替制 (ハ)要員の確保 (ニ)休憩時間 (ホ)最低賃金保障 (ヘ)休日、休暇 (ト)福利厚生施設 (チ)休憩室 (ツ)休養室などの整備 (リ)母性保護 (ヌ)その他必要な事項

第21条 (安全衛生)

会社は、労働組合（地方本部、支部、分会）の、安全衛生並びに職場環境に関連するすべての事項について団体交渉の申入れを拒否することはできず、誠実に団体交渉を尽くさなければならない。

第七章 健康診断・管理

第22条（検診項目）

- ① 会社は、健康診断を実施するに際し、分会及び支部安全衛生委員会より検診項目の追加申入があった場合、その項目を加えなければならない。
- ② その場合においても、その費用は会社の負担とする。

第23条（医師の選定）

- ① 分会及び支部安全衛生委員会が、健康診断を担当する医師の選任を希望した場合、会社はこれを尊重しなければならない。
その場合においても、費用は会社の負担とする。
- ② 労働者が専門医の診断を希望した場合は、会社はその希望を受け入れるものとする。
- ③ 労働者が労働災害に被災した場合の医師の選定について、会社は、労働者の希望を受け入れるものとする。

第24条（精密検診）

- ① 支部安全衛生委員会は、成人病対策として必要があると認め、人間ドック及び精密検診を申し入れた時、会社は正当な理由なくこれを拒みえない。
- ② 1項の費用は会社負担とする。

第25条（結果通知）

- ① 会社は、健康診断結果を正確に受診者に知らせなければならない。
- ② 会社は、支部安全衛生委員会の要求があった場合、受診者本人が拒否した場合を除き、健康診断結果を支部安全衛生委員会に正確に報告しなければならない。

第26条（健康手帳等）

- ① 支部安全衛生委員会は、健康診断に関する個人表を作成し、整備保管するとともに、組合員に健康手帳を発行する。
- ② 支部安全衛生委員会は、診断結果について、分析、検討を行い、その結果を労働者に知らせるものとする。

第27条（適切な措置）

- ① 支部安全衛生委員会は、健康診断の結果必要な措置を講じなければならないと認めた時は、会社に申し入れることができる。その場合、会社は、支部安全衛生委員会と協議決定の上、速やかに決定された措置を講じなければならない。
- ② 健康診断に基づく配転、休職期間延長等には不利益を伴わないものとする。

第八章 安全衛生教育

第28条（教育を受ける権利）

- ① 労働者は会社に対し、安全衛生に関する教育を受ける権利を有する。
- ② 会社は、安全衛生教育体制を完備する義務を負う。

第29条（組合との協議決定）

会社は、安全衛生教育の内容・方法などについて、組合（地方本部、支部、分会）と協議し、同意を得なければならない。

第30条（教育保障）

- ① 組合員は、安全衛生に関する諸会議、安全衛生学習に参加する権利を有する。
- ② 会社は、前項の参加を保障し、賃金を失わせることなく、かつ、これに必要な最小限の経費負担に応じるものとする。

第九章 その他の

第31条（緊急避難）

- ① 労働者は、生命又は健康について直接かつ重大な危険を感じた時はいつ、どこでも、その職場から避難することができる。
- ② この場合、会社は、直ちに事態の調査及び対策を行い、かつ、直ちに、調査結果及び対策を組合及び支部安全衛生委員会に通知しなければならない。
- ③ 万一、これらの対策が行なわれない場合は、労働者及び組合（地方本部、支部、分会）は、作業の中止をすることができるものとする。
- ④ 労働者が緊急避難に際して止むを得ない場合は実力行使に至る場合が発生することを確認するものとする。

第32条（不利益取扱の禁止）

労働者、労働組合は、労働災害、職業病などの原因調査、業務上補償の請求、労基署への申告、民事・刑事・行政訴訟の提訴、告発などを行なう権利を有する。会社は、これらのことと理由として、その活動を阻害し、又は本人に不利な取扱いをすることはできない。

第33条（臨時工対策）

会社は、臨時雇、パートなどを含む関係労働者の安全衛生の実状とその対策について組合（地方本部、支部、分会）に報告し、協議に応じるものとする。

その際、有害、危険作業の下請化をさけるとともに、当該労働者の安全衛生及び健康管理について、差別してはならない。

第十章 附 則

第34条

その他、安全衛生に関して、この協定に不備が生じた場合、又は、別に問題が発生した場合は、その都度、組合と会社で協議決定する。

第35条（発効）

この協約は1984年 月 日より効力を発する。

以上

年 月 日

会社

地本

支部

分会

印
印
印
印

前線から

労住医連

第四回会議開催

健保改悪阻止へ

尼崎

取り組み強化を決定

を決定、二八日には議長、事務局長が上京した。

政府・労働省の八五年労災保険法抜本改悪策動がある中で何としても全国的な一つの論議として、各地域の安全センター、職業病セ

ンターの全国組織の確立が取り上げられた。八一年に「職業病認定問題に関する全国連絡会議」の発展的解消という位置付けで「全国労職連」が発足したが、事務局の弱体化の中で開店休業状態が続いている。

労住医連の一部会のようないで、地域センター交流を継続することが確認された。

三月十、十一

健として、社会党本部への強力な要請行動を行うこと

労職連が発足したが、事務局の弱体化の中で開店休業状態が続いている。

一日の両日にわたり、兵庫県尼崎市の阪

神医師会中国医学研究所にて、労働者住民医療機関連絡会議の第四回会議が開催され、地元尼崎を中心に全国から約七〇名が集まつた。

大阪市保母の職業病予防へ

職業病予防対策の一つとして環境改善にとりくむことになつたが、科学的な調査をした上で当局に要求することになり、京大の柴田教授を中心に環境調査を行なうことになった。そこで、

労働環境研究会は、二月二十五日、三月三日、一七日と三回にわたり、大阪市立

労働環境研究会は、二月二十五日、三月三日、一七日これは、昨年行なつた市職民生局支部の健診の結果、

労働環境研究会は、二月二十五日、三月三日、一七日これは、昨年行なつた市職民生局支部の健診の結果、

大阪

環境調査始まる

労働環境研究会

労働環境研究会は、二月二十五日、三月三日、一七日と三回にわたり、大阪市立

労働環境研究会は、二月二十五日、三月三日、一七日これは、昨年行なつた市職民生局支部の健診の結果、

労働環境研究会は、二月二十五日、三月三日、一七日これは、昨年行なつた市職民生局支部の健診の結果、

セイセイカラ

断するため三ヵ所の保育所見学を行なつたものである。

調査の中心を保母労働の労働分析においているが、見学先の保育所では、子供をトイレにつれていったり、

庭に出て遊んだりと保母の行動範囲が極めて広く、八ミリやビデオを使う方法も単純にはいかないことがわかつた。同研究会では四月三日に見学をふまえて、調査方法や場所などを検討していくことにしている。

四月六日、住友電工中労委第八回審問が行われました。全国から寄せられた「差別賃金撤廃のための要請署名」一万五千余名をたずさえて弁護士、原告六人と此花労働者センターからさんが一緒に上京しました。

当日は先ず、前回会社証人が地労委証言と大きく食い違つた証言をし、それをとりつくろうため、「会社側が出廷費用を出してよいから補充尋問を……」といふほどのせつば詰まつた補充尋問が行われました。

午後は、原告大久保氏の主任代理が証言席につき、此花労働者センターからさんが一緒に上京しました。原告が能率が悪く、不良を出したと毎度おきまりの不良社員デツチ上げの証言を行つたが、結局大久保氏は「可もなく不可もなくの作業態度」だと主尋問でしめくくりました。

反対尋問では、原告らに「安全指導員」や「安全委員」までやらせない点を追及し、なかでも会社の安全

東京

…・・・安全指導で読書傾向・政治・宗教を調査・・・・・

住友電工労働者有志

言も、主尋問だけで反対尋問では、質問のたびに証言が変わるみじめなものでした。が変わるものでした。差別賃金撤廃のための要請署名」一万五千余名をたずさえて弁護士、原告六人と此花労働者センターからさんが一緒に上京しました。

午後は、原告大久保氏の主任代理が証言席につき、原告が能率が悪く、不良を出したと毎度おきまりの不

良社員デツチ上げの証言を行つたが、結局大久保氏は「可もなく不可もなくの作業態度」だと主尋問でしめくくりました。

反対尋問では、原告らに「安全指導員」や「安全委員」までやらせない点を追及し、なかでも会社の安全

※次回審問日
五月二十一日（火）
十時三〇分～十六時

兵庫県社会福利労組 岩永訴訟

大 阪

同僚看護婦証言 反対尋問をはね返す

三月十四日、兵福労岩永氏の控訴審第五回法廷が大坂高裁で開かれた。岩永氏は七八年に腰痛症等の職業病で夜勤はできないと拒否

庄の実態と岩永氏を解雇した当時の様子について詳細な証言があった。今回は、

あげ、岩永氏がいかに職場の秩序を乱していくかを田氏に証言させようとした

被告弁護士より一時間以上にわたって尋問が行なわれた。岩永氏が規則を破つて夜中に子供にラーメンを作つてやつたり、親の会から子供がヤケドしたことで抗議があつたことなどをとり

本人尋問。

傍聴参加を!!

マンガン中毒認定要件

関係学者に要請

今回は、岩永氏の同僚の岡田看護婦に対する反対尋問ということで、傍聴席は支援の人々で満席となつた。

関西研究者交流会と植田
マンガン訴訟を支援する会

行動を行つた。産衛学会に對しては、昨年理事の三浦氏と会見し、改悪された認定要件の中に産衛学会の許容濃度委員会が出した勧告値がそのまま認定基準に使

二月二〇日は大阪市大の堀口教授、三月一四日は関西医大的原教授と会見をもち、要請を行つた。両者とも、中毒防止の目安である許容濃度値をそのまま認定

われているのは問題であると指摘し、三浦氏は検討することを約束した。しかしながら、その後の進展がみられないため、関係ある学者にあたり協力要請を行うことにした。

が、岡田氏は弁護士の挑発的な尋問にもき然として対応した。

せせせから

基準に採用することは問題があると述べ、ニュアンスの違いはあつたが、次回の

許容濃度委員会には問題提起していくことを約束した。

他の腰痛は同一のもの、因縁なため不明な点が多い。果関係のあるものとして肯定しているにもかかわらず、いて内容の検討と今後の対応策が協議されているが、

何ら医学的反証もなく既応もって、公務外と判断していることである。他にも問題は多い、といふより、裁決が余りにも簡

津 摂

地公災大阪府支部審査会

「腰痛再発の不服申請を棄却

●愚昧い不当な裁決

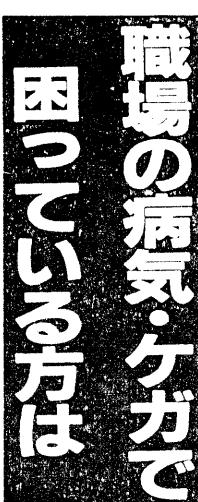
・摂津市職・

三月十二日、地公災基金大阪府支部審査会は、摂津市職の組合員であり、摂津市立鳥飼小学校用務員牧野常進氏の腰痛再発に関する不服申請につき、これを棄却するとの裁決を行つた。

八二年一月の申請以来二年余にわたる審査の結果といふには余りにもズサンな決定と言わざるを得ない。

詳細な経過については省略するが、裁決書が「変形性

ある。主治医である二名の医師はいずれも初・再発二



はたらくものの健康相談
関西労働者安全センター
☎(06)538-0148

三月の新聞記事まとめ

- 三・三 青函連絡船で火災、乗組員二人死亡、三人重軽傷
- 三・五 山口県にある三井石油化学工場で爆発事故
- 三・一 給食調理員の指先が「く」の字形に曲がる職業病が起きていることが判明（自治労岡山県本部調査）
- 三・一五 死者八三人を出した三井三池有明鉱が生産を再開
- 三・一六 全国一の公害道路、国道四三号沿いの低周波公害で県の調査でも極限値にあることが判明
- 三・一九 岡山県議会は「騒音条例」を可決
- 三・二三 国鉄山陽線（赤穂）で貨物列車とダンプが衝突、ダンプ運転手死亡
- 名神彦根トンネル付近で十四台が玉突き衝突、十一人が重軽傷
- 三・二四 西淀川の国道で保冷車が警報燈に激突、炎上し、運転手ら二人大やけど
- 三・二七 出向命令を拒否し懲戒解雇された会社員が地位保全を求めていた仮処分申請に対し、大津地裁は解雇の不当を認める
- 三・二八 水道管敷設工事現場で水が噴出し作業員四人死亡
- 三・三〇 「土呂久公害訴訟」で原告勝訴、住友金属山に賠償五億円の支払いを命ず（宮崎地裁）
- 重軽傷（西宮）
- カネミ油症第一陣訴訟で国、鐘化が上告の千葉で国鉄電車とミキサー車が衝突、電車の運転手即死、乗客ら五〇人重軽傷

列島縦断

ここにも 安全センターが…

大分県労働者安全衛生センター

対し「日田地方で生産されている間知石の採石現場の労働者の間に指が白くなったり、手のしびれや腕の痛みを訴える者がいる。」との情報がもたらされた。

県協では国有林労働者の振動病闘争の体験から「チエンソールが振動病の原因なら間知石の生産に使うピッキングハンマーも振動工具であり、振動病が発生してもおかしくない」とただちに現地調査に入り、振動病のパネル展や相談コーナーなどを設け、国有林労働者の健診にあわせて

集団健診を実施、つきつぎに要治療者を発掘する中で、労基署交渉や経営者協議会との交渉を重ね、使用時間の規制、無振動工具の開発などを要求したが、現在、同地方の振動病患者は一五〇名をかぞえ、しかも、そのうちの大半がじん肺にもかかっている状況である。

大分県の労災職業病闘争の出発は、一九七一年、県の西北西部に位置する日田市郡地方の採石現場に発生した振動病からである。

今度は県南部は寒村が多く、国鉄日豊線のトンネル工事がきっかけとな

つて全国各地のずい道工事をはじめとして、ダム工事、地下鉄工事、新幹線工事などに出かけ、その技術と勤勉さは“豊後土工”的で知られた全国有数の出稼ぎ地帯であるが、景気にかけりが見え始めたころから続々と帰郷を始めたが、そのほとんどが振動病やじん肺に冒されていた。

「ワク年末組織救済など

「職対協」結成

当初、全林野の一部活動家が対応していたものの、到底及ばず、一九七五年及び七六年の県労評の定期大会に「大分県職業病対策協議会」の結成を提案。

「未組織被災労働者の救済」「労災職業病の未然防止」「被災労働者の社会復帰」を目標に翌七七年二月二八日正式に県職対協が結成された。

スタッフも反公害住民運動の活動家が参加、飛躍的に強化されると共

に、県や都市を動かしての出稼ぎ者の二度にわたる一斉検診。被災者居住地の中心に町営の診療所を建設させたり、相談日の常設などマスコミも大々的に報道。

そのため職対協を訪れる被災者はあとを絶たず、この対応と共に地区ごとに患者会を結成させ、自立の方針を徹底させることに努力してきた。ところが、この活動を続ける中でどうしても解決できず「何とかしなければ」と考えつづけたのが医師の問題である。「被災者の心の痛みが分る医師、被災者と共に闘う医師」事務局も被災者もこんな医師を渴望して止まなかつたし、労災職業病未然防止のための環境調査、職場改善闘争の方針からしても、これは早急に実現しなければならない問題であつた。

しかも、振動病、じん肺、腰痛、頸腕、急性死、外傷性災害など様々な案件がもち込まれるようになつて「労働者の手による労働者のための

医師と施設」の希いは切実さを増してきた。

ときあたかも、宮崎県の公害問題にとりこんでいた岡山大医学部の医師が大分の労災職業病闘争に関心を寄せ、佐伯市内の病院を足場にして活動に加わった。

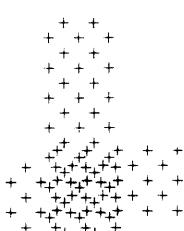
三・安全センターへの改組と

そして三年が経過し、八一年には職対協を発展的に解消し法人格取得のため、「大分県労働者安全衛生センター」を設立すると共に、医療生協の設立も県労評大会で決定、現在三万六千名組合員で診療所を大分、佐伯二か所に設立（大分有床、佐伯無床）

組織的には六つの患者会、地区労と被災者と診療所とセンターによる「労災共闘会議」の結成、年一回十日の短期集中治療入院による教宣才

幸いにして大分県の労災職業病闘争は、県労評の組織がそつくり参加していること、地区労ごとに未組織労働者と組織労働者が共闘関係にあるということである。

今までとり込んだ労災闘争で特徴的なものは喫茶店のウェートレス二名を全国で初めて頸腕障害で認定させたこと、離職後八年経過した女性労働者の腰痛を認定させたこと、クモ膜下出血で病院で死亡した労働者を認定させたこと、その他二名の急性死（いずれも病院で）を認定させたこと、等であろう。



有明鉱大災害後の三池を訪ねて

大阪北摂地区評労災職業病対策会議

豊田正義

八四年は、一月十八日の三池炭鉱有明鉱大災害という衝激的な事態でもつて幕をあけたが、それから一月あまりの二月末、我々北摂労職対の代表団は、大災害発生の経過を今一度確認し、三池労組との共闘の基礎を見出すため、福岡県大牟田市の三池炭鉱労組を訪れた。

当初、私たちは遺族の方々への弔問など被災者や家族との接触を望んだが、現地の模様はそれ程安易なものではなく、三井城下：大牟田市に居住する第二組合、下請、組夫労働者にとつては私たちのような外来者を迎えるということは、文字どおり生活権にかかわるとの由で断念。労組執行部との交流、有明鉱現地訪

問、民宿での地域労働者との交流に限られたのであるが、代表団の主な感想を以下にまとめる。

三井は 戦後最凶の 殺人集団

有明鉱大災害は、戦後四番目の大災害であるとマスコミを含めて書きたてている。

六三年十一月九日、三池炭鉱三川鉱の炭じん爆発（死者四五八名、負傷者八三九名）六五年六月一日、山野鉱のガス爆発（死者二三七名、負傷者二七名）八一年十月十六日、北炭鉱の抗内火災（死者八三名、負傷者六名）とつづいているのである。だがここに重大な作為がある。それは四つの大災害の中で三つが三井財閥が直接經營する山でしめられているという事実を隠しとおしているということである。どの報道機関もすべてではない。三池三川鉱、山野鉱、三池有明鉱での主要な災害だけでも七七八名の労働者の命を奪い去った三井資本とは一体何なのか。それは史上最も凶悪な資本という名の殺人者集団ではないのか。

今回の大災害にさいして、三井資本は世論の非難を前にしてひたすら低姿勢を続けていた。しかし、六三

年十一月九日の三川鉱大災害への民事訴訟裁判の中で、三井はただの一度も自らの非を認めず、すべてを天災で逃げつづけており、「十一・九災害の責任をとろうとしない態度こそ、次の災害を起すことになるのです」遺族会会长 溝口生松さん」という告発にも耳をかたむけようとはしない。かつてチャーリ・チャップリンは「一人を殺せば殺人だが、千人を殺せば英雄だ」と戦争と殺人の論理を喝破しているが、戦争が政治の延長である限り、三井をはじめとした資本が、日常の資本主義—帝国主義的生産行為の中で人命無視の生産第一主義を冷酷にも貫き通しつつあること、また、かく決意していることを労働運動として再度確認し、命を守る闘いを決意をこめて進めねばならぬと思う。

六三年の十一・九大災害を前にして三池の一主婦は「合理化は人殺しだ」と涙と共に絶叫した。有明鉱災害の背景もまた、年間五百万トン体制（全国で二千万トン）の確保を絶対命令とする三井資本によって上半期の生産の遅れをとりもどすべくヤッキになっている—その矢先に災害が発生したのである。（有明鉱は優良鉱であるとして、その証として各種の保安器具の完備がうたわれていたが、いざという時には消火栓の水は出ず、煙の検知器も作動せず—）

この時、三池炭鉱新労組は、三井資本といち早く「平和協定」を結びストライキ、職場闘争をやらぬ代償として数千円の手当をカクトクしたのである。この見返りとして、六三年の三川鉱大災害、以後新労組員、下請組夫のみによって構成される有明鉱での大災害発生とつづくのであるが、今回の交流で「闘わねば殺される」という言葉を幾度聞いたことか。

三池の闘いの中から生れ出了闘いのスローガンを今一度かみしめたいと思う。

今に生きる闘いのスローガン 「安全なくして労働なし」「抵抗なくして安全なし」

さるをえません」と、労戦統一のもたらす一つの無視しえぬ側面を訴えたが、三池での闘う主体であるべき労動運動内部に巣くつた病根は遠く六〇年三池大闘争の敗北時にさかのほる。

三池は燃えているか

私たちが大牟田の駅にたち、そして去るまでわれわれにはある戸惑いがあった。それは八三名の死者、十六名の負傷者という事実にうらづけられて「三池は燃えている」べきであつたのだが、そこには表面上、冬の空に似かよつた冷静さのみがあつた。

しかし、現地では確かな情況の流れがはじまつていた。「このままじゃ安心して仕事はできる」という声は合同葬での新労組合長の弔辞で述べられた通りだが、

会社によつて分裂させられている労働組合のかべを乗りこえた共通した人殺しだ」という伝單が張られているのである。われわれはこれらの疑問を交流の中でぶつつけ、深夜に及び現地労働者と討論をした。

「俺たちはただ労働者らしく働き、労働者らしく生きようとしたのです。」の言葉こそが、第一、第二組合の力でをつきくすし、抱き合い、共に闘う要求であろう。

三池は今、静かにそして確実に燃えているのである。

うちの組合といふコーナーに書いてくれ！といふことなので、名刺がわりに報告させてもらいます。現在長期にわたる争議中であり細い局面については戦術的な部分もあるのでごくつまらない内容になると思いますが、よろしくお願ひします。

彼らの組合

組合結成から14年

倒産後も自主生産で職場確保

△全金矢賀製作所支部（港区）

矢賀製作支部は、港区のほぼ中心

である夕凪地区（町名は市岡であるが）で一九七〇年三月三日に寮生を中心若年層が集まって作られた組合です。当時従業員、一二〇名余の中で、通告日の昼休みには、一挙に九〇名の労働者が加盟するという状況であった。それだけ、それぞれ多くの問題をかかえていたのだと思します。

業種的には、ボルト、ナット、

鋼材の製造販売を行ない、ボルト業界では、大阪でも五指に入ると言われ、影響力をもつていました。しかし、企業の成長とは裏腹に、労働条件は極めて悪く、長時間労働と低賃金は一体のものとしていたのです。

幾度か、母印を押して、夏一時金や冬一時金のときに職場の有志達が、

社長に直訴をして交渉したりしていましたが、組織のない弱さで、社長の「虫の居所」によって、そのときの一時金が決定されるという状態が長い間続いていました。

私達もそのときには何の意識も持たず、いわれるがままに母印を押し付けていました。そして社長は、一代で築き、いわばすき放題のことをしていたわけです。

初めての賃上げ闘争も、従来よりはるかな賃上げをかちとりました。一時金も一四万五〇〇円を獲得し、労働組合のありがたみ、必要性を身にしみて感じたらしいです。

今後ともよろしく！

組合は一週間のストをうつて追放しました。翌年春闘時、全自交の現職委員長を引き抜き、労務担当として就任させた。しかし経営者の思わずくは、全金の組合をつぶすことになり、労務屋は目的を達成せず、夏には、再び全自交出身の現職管理職を、組合をつぶすことを条件に雇い入れた。しかし、これまた思うようにならず、また新社長の思わずくもあり、新旧社長の対立があつてケンカ別れをしてしまった。五〇年・トピー実業闘争、五一年・会社整理・倒産となり、現在、職場を軸に自主生産闘争を開催している。

ところが、労働組合の攻勢に嫌気がさした経営者は、労務屋を雇い入れ、協定した一時金の破棄を行い、

保育労働者の職業病を克服するために

・・頸肩腕障害篇

発行：大阪市職民局支部

A5版 33ページ 二百円

昭和50年10月29日

第二種郵便物認可

関西労災職業病

4月号（通巻120号）昭和59年4月10日発行

（毎月一回10日発行）

●料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。
近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで
定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送

配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお
送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場

合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれで
も結構です。

機関誌定期購読の申し込みについて

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28